

平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項

第1 趣旨

知事は、平成28年熊本地震被害（以下「本災害」という。）により被害を受けた漁業者等が、収入減の補てん、経営再建、漁業生産施設等の復旧等に必要な資金の借入れに伴い熊本県漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証を受ける場合に、漁業者等の負担軽減を図るため漁業者等が負担する保証料の一部を助成する市町村に対して、予算の範囲内において、保証料助成に係る補助金を交付し、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要項に定めるところによる。

第2 事業の内容

市町村が、1に掲げる保証料助成対象資金について、2に掲げる要件を満たす借入者に対し、3に掲げる保証料助成の対象保証料率及び4に掲げる保証料助成金の額により、保証料の助成を行う場合において、知事は、当該市町村に対してその助成に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

1 保証料助成対象資金

- (1) 平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項（以下、措置要項という。）
第2に定める平成28年熊本地震被害対策緊急資金（以下「地震被害対策緊急資金」という。）又は平成28年熊本地震被害対策漁業近代化資金（以下「地震被害対策近代化資金」という。）

2 要件

- (1) 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上であり、かつ、減収による損失額が平年漁業収入の10パーセント以上であること、又は10パーセント以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明を受けていること。
(2) 地震被害対策近代化資金の借入を希望する場合は、本災害により漁業生産施設等が漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び本災害対策として実施する事業である旨の市町村長の証明を受けていること。

3 保証料助成の対象保証料率（以下、保証料助成率といふ。）は、次の基準に基づき別表1(1)及び別表1(2)に定めるものとする。

(1) 地震被害対策緊急資金

- ① 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上で、かつ減収による損失額が平年漁業収入の10パーセント以上50パーセント未満の場合は、保証料助成率を基金協会の定める保証料率の2分の1に相当する率とする。
② 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上で、かつ減収による損失額が平年漁業収入の50パーセント以上の場合は、保証料助成率を基金協会の定める保証料率と同じとする。

(2) 地震被害対策近代化資金

- ① 本災害により漁業生産施設等が漁業生産に支障を来す程度の被害を受けている場合は、保証料助成率を基金協会の定める保証料率の2分の1に相当する率とする。
- ② 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上で、かつ減収による損失額が平年漁業収入の50パーセント以上の場合は、保証料助成率を基金協会の定める保証料率と同じとする。

4 保証料助成金の額

保証料助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間において算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除して得た額）に別表1（1）及び別表1（2）に定める対象保証料率を乗じて得た額とする。

5 保証料助成の期間

（1）地震被害対策緊急資金

保証料助成の期間は、貸付実行日から3年以内とする。

（2）地震被害対策近代化資金

保証料助成の期間は、貸付実行日から5年以内とする。

第3 事業実施の手続き

1 保証料助成の承認

- （1）保証料助成金の交付を希望する者（以下「交付希望者」という。）は、融資機関に対して行う資金の借入れの申込み及び基金協会に対して行う債務保証の委託申込みに際し、本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上であり、かつ、減収による損失額が平年漁業収入の10パーセント以上であること、又は10パーセント以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明書（平成28年熊本地震被害対策資金融通措置要項別記第3号様式「農林漁業被害程度等証明書」。以下「証明書」という。）の写しを、融資機関を通じて基金協会に提出するものとする。
- （2）基金協会は、（1）に掲げる書類を受理し、適当と認めたときは、保証料助成承認申請書（別記様式1号）に、保証料助成承認申請一覧表（別記様式2号）及び証明書の写しを添付して、債務保証承諾を行った日の属する翌月10日までに、市町村長に提出するものとする。
- （3）市町村長は、（2）の規定により提出された書類を受理し、適當と認めたときは保証料助成補助対象事業承認申請書（別記様式3号）に当該書類の写しを添えて、知事（団体支援課）に提出するものとする。
- （4）知事は、（3）の規定により提出された書類を受理し、適當と認めたときは保証料助成補助対象事業承認通知書（別記様式4号）を市町村長に交付するものとする。
- （5）市町村長は、（4）の通知を受けたときは、基金協会に保証料助成承認通知書（別記様式5号）を交付するものとする。

2 助成金の交付申請及び交付決定

- (1) 融資機関は、保証契約に係る貸付実行後、毎年1月1日から12月31日までの期間における交付希望者ごとの保証料助成額計算書（別記様式6号）及び保証料助成額計算書集計表（別記様式7号）を翌年1月31日までに基金協会に提出するものとする。
- (2) 助成金の交付申請は、保証料助成金交付申請書（別記様式8号）によるものとし、基金協会は、毎年2月20日までに、保証料助成金交付申請書に保証料助成額計算書及び保証料助成額計算書集計表を取りまとめのうえ添付し、市町村長に提出するものとする。
- (3) 助成金の交付決定の通知は、保証料助成金交付決定通知書（別記様式9号）によるものとし、市町村長は、保証料助成金交付の適否を審査し、保証料助成金を交付すべきものと認めたときは、保証料助成金の交付を決定し、基金協会に保証料助成金交付決定通知書を交付するものとする。

3 助成金の交付請求及び交付

助成金の交付請求は、保証料助成金交付請求書（別記様式10号）によるものとし、基金協会は、助成金の交付の請求をしようとするときは、保証料助成金交付請求書を市町村長に提出しなければならない。市町村長は、提出された保証料助成金交付請求書を受理し、適當と認めたときは、基金協会に保証料助成金を交付するものとする。

4 助成金補助金の申請と交付決定

- (1) 補助金の交付を受けようとする市町村長は、毎年、3月10日までに、規則第3条第1項に基づく保証料助成金補助金交付申請書（別記様式11号）に次のア及びイに掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - ア 保証料助成額計算書及び保証料助成額計算書集計表
 - イ 収支決算書

- (2) 知事は、(1)に規定する書類を受理した場合において、審査のうえ適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、市町村長に対し規則第6条に基づく保証料助成金補助金交付決定通知書（別記様式12号）を交付するものとする。

5 助成補助金の交付請求及び交付

補助金の請求をしようとする市町村は、規則第16条第1項に基づく保証料助成金補助金交付請求書（別記様式13号）を知事に提出しなければならない。知事は、提出された保証料助成金補助金交付請求書を受理し、適當と認めたときは、市町村長に交付するものとする。

6 助成金補助金の額の確定

第3の4の(2)の保証料助成金補助金交付決定通知をもって、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知があつたものとみなす。

第4 証拠書類の保管

規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

第5 調査及び報告等

知事は、保証料助成金の交付に関し、必要があると認めた場合は、助成金の交付を受けた者、融資機関及び基金協会の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

第6 その他

この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は平成28年4月28日に施行し、平成28年4月14日から適用する。

別表1(1)

平成28年熊本地震被害対策資金の保証料助成の対象保証料率等

資金種類	保証料助成前 保証料率 (A)	減収量が平年収量の30%以上でかつ 減収による損失額が平年農林漁業収入の10%以上50%未満		減収量が平年収量の30%以上でかつ 減収による損失額が平年農林漁業収入の50%以上	
		助成対象保証料率 (B)	市町村保証料助成率 うち県補助率	保証料率 (C)	市町村保証料助成率 うち県補助率
地震被害対策緊急資金 保証料率	(A) 楽の利率の1／2の率 漁業信用基金協会の定める 保証料率	(B) 楽の率と同じ率 (A) 楽の率の1／2の率	(B) 楽の率の1／2以内 (A) 楽の率と同じ率	(A) 楽の1／2の利率 (C) 楽の率と同じ率	(C) 楽の率の1／2以内 (C) 楽の率と同じ率

別表1(2)

平成28年熊本地震被害対策資金の保証料助成の対象保証料率等

資金種類	保証料助成前 保証料率 (A)	漁業生産施設等が漁業生産に支障を来す程度の被害を受けていること		減収量が平年収量の30%以上でかつ 減収による損失額が平年農林漁業収入の50%以上	
		助成対象保証料率 (B)	市町村保証料助成率 うち県補助率	保証料率 (C)	市町村保証料助成率 うち県補助率
地震被害対策近代化資金 保証料率	(A) 楽の利率の1／2の率 漁業信用基金協会の定める 保証料率	(B) 楽の率と同じ率 (A) 楽の利率の1／2の率	(B) 楽の率の1／2以内 (B) 楽の率と同じ率	(A) 楽の1／2の利率 (C) 楽の率と同じ率	(C) 楽の率の1／2以内 (C) 楽の率と同じ率

別記様式1号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成承認申請書

平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県漁業信用基金協会会長理事 印

下記のとおり、保証料助成を受けたいので、平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証
料助成事業実施要項第3の1の(2)の規定により申請します。

記

融資機関 : (支店名:)

資金名 :

借入額 :

償還期間 :

据置期間 :

保証料率 :

保証料助成率 :

助成期間 :

別記様式2号

保証料助成申請一覧表

別記様式3号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成補助対象事業承認申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

別添のとおり、保証料助成補助対象事業承認を受けたいので、平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第3の1の（3）の規定により申請します。

別記様式4号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成補助対象事業承認通知書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年 月 日付けで申請のあった平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業の保証料助成補助対象事業承認については、平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第3の1の(4)の規定により、承認しましたので通知します。

別記様式 5 号

平成 28 年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成承認通知書

第 号
平成 年 月 日

熊本県漁業信用基金協会会長理事 様

市町村長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 28 年熊本地震被害対策保証料助成事業の保証料助成については、平成 28 年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第 3 の 1 の (5) の規定により、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

融資機関 : (支店名：)
資金名 :
借入額 :
償還期間 :
据置期間 :
保証料率 :
保証料助成率 :
助成期間 :

別記様式6号

保証料助成額計算書(平成 年分)

金融機関名・支店名	JAOO △△支店
-----------	-----------

対象期間：1年目＝実行日～平成 年12月31日

対象資金区分：①地震被害対策漁業近代化資金②地震被害対策緊急資金

件数	保証番号	資金区分	氏名	実行日	貸付額	年初残高	年経過日数	約定日	約定償還額	年末残高	約定後日数	積数	平均残高	助成率	保証料	料額
						C	B	D	E=A*B+C*D	F=E/365	G	H=F*G				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
			合計		0				0			0	0	0	0	0

注1 年初経過日数B=1月1日から約定日までの日数。(初年度は、実行日から12月31日まで)

注2 約定後日数D=約定日の翌日から12月31日までの日数。

別記様式7号

保証料助成額計算書

集計表(金融機関集計用)

申請日	平成年月日
-----	-------

熊本県漁業信用基金協会会長理事様

住 所

金融機関名

代 表 者

(印)

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業にかかる当機関の取りまとめ分について、平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第2のとおりであることを確認し、保証料助成額計算書を添付のうえ、下記のとおり提出します。

記

平成 年分

支 店 名	申 請 件 数	助 成 申 請 額 (円)
合 計	0	0

《別紙》

保証料助成額計算書

別記様式8号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県漁業信用基金協会会長理事 印

平成 年度平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業保証料助成金の交付を受けた
いので、平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第3の2の(2)
により、下記のとおり関係書類を添付のうえ、保証料助成金 円の交付を申請しま
す。

記

保証料助成額計算書

保証料助成額計算書集計表

別記様式9号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

熊本県漁業信用基金協会会長理事 様

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度平成28年
熊本地震被害対策保証料助成事業保証料助成金については、平成28年熊本地震被害対策
漁業資金保証料助成事業実施要項第3の2の(3)の規定により、金 円を交付する
ことに決定しましたので、通知します。

別記様式10号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成金交付請求書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県漁業信用基金協会会長理事 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成 年度

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業保証料助成金として、下記の金額を交付されるよう、平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第3の3の規定により請求します。

記

請求額 金 円

別記様式11号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成金補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

平成 年度平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業保証料助成金補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第3の4の（1）により、下記のとおり関係書類を添付のうえ、
保証料助成金補助金 円の交付を申請します。

記

保証料助成額計算書及び保証料助成額計算書集計表
收支決算書

別記様式12号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成金補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度平成28年
熊本地震被害対策保証料助成事業保証料助成金補助金については、熊本県補助金等交付規
則第4条及び平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業実施要項第3の4の(2)の規
定により、金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通
知します。

別記様式13号

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業

保証料助成金補助金交付請求書

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成 年度

平成28年熊本地震被害対策保証料助成事業保証料助成金補助金として、下記の金額を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第16条及び平成28年熊本地震被害対策漁業資金保証料助成事業実施要項第3の5の規定により請求します。

記

請求額 金 円